

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

未来を担う子どもたちの健やかな成長は県民の大きな願いであり、子育て世代がいつでも安心して医療機関を受診できることは必要不可欠なことである。本来、子ども医療費助成制度は社会保障政策の一環として位置づけられるべきものであり、国や県の責任はますます重要となっている。

埼玉県では、ゼロ歳児の通院分・入院分医療費について、自治体に財政支援を行う乳幼児医療費助成制度を昭和48年7月に開始以降、徐々に対象拡大を進め、令和4年10月から未就学児を対象に現物給付を実施したものの、県内市町村の住民の医療費無償化の均衡が図られたとは言えない状況が続いている。令和5年4月現在、県内において通院では33自治体、入院では42自治体が18歳年度末までを対象に実施している。川口市では通院・入院共に15歳年度末までを対象とする中、18歳年度末までの実施を求める声が高まっている。

一方で、どこに生まれ、どこに住んでも、すべての子どもに医療が平等に保障されるよう、全国知事会においても国による制度の創設を要望しているところであり、子ども医療費助成制度を国において創設することが求められている。合わせて、多くの市民から、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、18歳年度末までを対象とした子ども医療費助成制度の拡充を求める声が寄せられている。

以上のことから、医療を必要とする子どもたちに適切な医療が提供され、健やかな成長が図られるよう、以下求める。

記

- 1 子ども医療費助成制度を創設するよう国に要望すること
- 2 国が制度を創設するまでの間、県の補助制度として対象年齢の拡大に加え、所得制限及び医療費の自己負担の撤廃による拡充を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和5年9月28日

川口市議会 議長

埼玉県知事 様